

事後審査型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

八潮市長 大山 忍

1 入札対象案件

- (1) 件名 花桃小学校図書購入
- (2) 場所 八潮市大字圀81番地 八潮市立花桃小学校
- (3) 納入期限 仕様書のとおり
- (4) 仕様書等 八潮市ホームページ→事業者向け→入札・契約→発注情報（入札・プロポーザル）
→【花桃小学校図書購入】一般競争入札の公告 からダウンロードすること。

2 入札に参加する者に必要な要件

参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 八潮市（以下「発注者」という。）の「令和7・8年度指名競争入札参加資格者名簿（物品等）」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、入札参加資格を有す者は対象とする。
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 当該業務について、本入札公告の日から過去5年以内に国（独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体又は民間企業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績が2件以上あること。
- (6) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札日程と提出書類

- (1) 入札参加意思の確認等について

入札参加を希望する者は、次に記載するとおりの手続きを行うこと。

提出期限	令和8年6月18日（木） 午後5時00分まで
提出書類	一般競争入札参加申請書（様式第1号）
提出先等	八潮市教育委員会新設小学校準備室（八潮市役所本庁舎4階）
提出方法	持参又は郵送（必着）

	※郵送の場合は書留等、上記提出先への到着日時の記録が残る方法により送付すること。
--	------------------------------------------

(2) 仕様書に対する質問について

仕様書に対して質問がある場合は、次に記載するとおりの手続きを行うこと。

提出期限	令和8年6月16日(火) 午前11時00分まで
提出書類	質問書(様式第2号)
提出先等	八潮市教育委員会新設小学校準備室(八潮市役所本庁舎4階)
提出方法	電子メール (shinsetsu@city.yashio.lg.jp)に添付し送信すること。 ※電子メールにより提出する場合には、送信後、電話連絡すること。
回答方法	令和8年6月18日(木)正午までに、市ホームページに回答を掲載する。 なお、質問者へは電子メールで回答を送付する。

(3) 入札執行について

入札日時	令和8年6月23日(火) 午前10時00分
提出書類	①入札書(様式第3号) ②委任状(様式第4号:必要な場合のみ)
提出方法	持参による提出のみとし、入札を執行する。
入札執行場所	八潮市役所4階会議室4-2

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出について(落札候補者のみ)

提出期限	落札候補者決定を受けた日の翌日から起算して2日以内
提出書類	①一般競争入札参加資格確認申請書(様式第5号) ②誓約書(様式第6号) ③当該業務について、本入札公告の日から過去5年の間に国(独立行政法人を含む。)若しくは地方公共団体又は民間企業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した契約書(2件以上)の写し ④入札金額見積内訳書(様式任意)
提出場所	八潮市教育委員会新設小学校準備室(八潮市役所本庁舎4階)
提出方法	持参又は郵送(必着)又は電子メール (chosha-seibi@city.yashio.lg.jp)に添付し送信すること。 ※郵送の場合は書留等、上記提出先への到着日時の記録が残る方法により送付すること。 ※電子メールにより提出する場合には、送信後、電話連絡すること。

※添付書類の様式は、特別な指示がある場合を除き、市ホームページに添付されている様式を利用すること。

4 入札保証金
免除する。

5 最低制限価格
無。

6 落札者の決定方法等

- (1) 開札後、予定価格以下の有効な最低価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うため落札者の決定は保留とする。
- (2) 最低価格を入札した者が2者以上いる場合は、くじ引きを実施し、落札候補者を決定する。このくじ引きは辞退することはできない。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5号）等を提出しなければならない。
- (4) 発注者は、様式第5号を受け付けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に審査を行う。
- (5) 期限までに指定した書類の提出がない場合は、当該落札候補者のなした入札は無効とする。
- (6) 落札候補者の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた場合、その者を失格とし、当該落札候補者の予定価格以下の次に低い価格を入札した者について審査を行う。予定価格以下で入札価格が低い順に、入札参加資格があると認められる落札候補者が決定するまで審査を続けるものとする。
- (7) 審査の結果、入札参加資格を満たす落札候補者を落札者として決定し、電子メール等により契約関係書類を送信するので、契約書を作成すること。
- (8) 入札参加資格を満たす者がいない場合、当該案件は不調とする。
- (9) 落札候補者以外の入札参加者については、入札参加資格の審査は行わない。

7 契約保証金

免除する。

8 支払条件

業務完了後、発注者が受注者より適格請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、1業者1人とする。
入札開始30分前を目安に、会場へ入室すること。
入札書（様式第3号）は当該業者の代表者または代表者から委任を受けた支店長、営業所長等が、直接提出することを原則とするが、それ以外の担当者等が提出する場合には、入札書の「上記代理人」欄に当該担当者等を記名・押印のうえ、委任状（様式第4号）もあわせて提出するものとする。
- (2) 本入札は、入札に参加する者の数が1者である場合でも、入札を執行する。
- (3) 入札開始時刻に遅れた入札者は、自動的に入札辞退の扱いとなり、入札に参加することはできない。
- (4) 入札は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、任意の封筒に入れて入札箱に投函するが、封筒の糊付けは不要とする。
また、入札に参加する者の名刺を提出するものとする。

なお、入札書は原則として八潮市指定の様式を用いるものとする。

- (5) 入札した入札書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。落札にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とする。
- (7) 1回目の入札において落札者がいないときは、2回まで再度入札を行う。再度入札によってもなお落札候補者がいないときは、2回の範囲内で見積合わせを実施する。（最大5枚の入札書を用意する必要がある。）
- (8) 本入札の予定価格については、事前公表は行わないものとする。
- (9) 様式第1号提出後、入札書の提出を辞退する場合は、入札書提出前までに入札辞退届（様式第7号）を提出すること。

10 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札参加申請書（様式第1号）を提出しない者がした入札
- (2) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (5) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者がした入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札
- (8) 次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印又は捨印による訂正のないもの
 - ウ 入札金額を訂正したもの
 - エ 押印された印影が明らかでないもの
 - オ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (9) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

11 契約の時期

この購入の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第9号）の定めるところにより市議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、物品購入仮契約を締結し、市議会の議決後にこれを本契約とする。

なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。このことで仮契約の相手方に損害が生じても、八潮市は一切の責任を負わない。

また、仮契約書は落札決定通知日の翌日から起算して7日以内に、仮契約書に記名押印のうえ新設小学校準備室に提出するものとする。

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

期限までに契約書の提出がないときは、落札決定の効力を失うものとする。

12 その他

(1) 本書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、八潮市契約規則、八潮市建設工事等事後審査型一般競争入札試行要綱、八潮市競争入札参加者心得、その他関係法令の定めるところによるものとする。

(2) 提出された確認資料等については、返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、入札後、本件に関する公告、仕様書、規則等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

13 問い合わせ先

八潮市教育員会 教育部 新設小学校準備室

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

T E L : 048-996-2111 (内線424)

F A X : 048-995-7367

E-mail : shinsetsu@city.yashio.lg.jp